

# 生活安全委員会 11月

生活安全委員会では、毎月、各クラスの生活安全委員が自転車安全利用に関する呼びかけについて話し合い、呼びかけ掲示用資料を作成しています。

11月の委員会活動の内容、様子です。

生活安全委員からのお知らせ(11月)  
2023年11月14日(水)

本校は、令和5年度自転車安全利用校に指定されました。

1 自転車のヘルメット着用が23年4月から義務化とりました

(1)自転車の運転者はヘルメットをかぶらなければならない

(2)自転車の運転者は他人に当該自転車の乗車させるときは当該他人に乗車用ヘルメットをかぶせなければならない

(3)児童又は障害を保障する責任のある者は児童又は幼児が自転車を運転することを当該児童又は幼児に乘用ヘルメットをかぶせようとする旨を付けなければならない

2. 令和5年度(令和4年4月1日)の日本道路協会の調査によると、中学生以上の自転車乗用者の半数で事故経験あり!!

交通事故等防止

1. 自転車は歩行者と同じように歩道を歩かない。
2. 自転車のスピードを出し過ぎないように注意する。
3. スマートフォンの操作や音楽再生などの安全運転とは関係のない行為をしない。
4. 歩行者や自転車乗員同士で並列に歩かないでください。
5. 自転車は必ず安全運転してください。(安全運転を心がけてください。)

生活安全委員会作成

